

## ◆ 外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

外形標準課税の適用対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、以下の①と②の基準が追加されることとなりました。

- ① 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする。
  - ※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準や②の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。
  - ※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置あり。
- ② 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
  - ※ 特別事業再編計画（仮称）に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置あり。
  - ※ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用。
  - ※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置あり。

## ◆ 不申告加算金制度の見直しについて

### (1) 高額な無申告に対する不申告加算金割合の引上げについて

令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、無申告かつ納付すべき税額が300万円を超える場合は、300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引上げられました。

#### 【不申告加算金の割合】

納付すべき税額	50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
割合	15%	20%	30% <sup>(※)</sup>

(納付すべき税額が500万円の場合)

200万円	} 30%
250万円	
50万円	
	} 20%
	} 15%

※ 但し、納付すべき税額が300万円を超えることについて、納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。

### (2) 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する不申告加算金等の加重措置について

以下の①に該当する納税者が②にも該当する場合、決定する不申告加算金又は不申告加算金に代えて課す重加算金（以下「特定不申告加算金等」といいます。）の割合に10%加重されます。

- ① 前年度及び前々年度に法人事業税について特定不申告加算金等を徴収されたことがある場合又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
- ② 無申告行為を行った場合で、特定不申告加算金等を決定する場合

## ◆ 地方税関係書類の押印義務の見直しについて

令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について、提出者等の押印を求めているものについては原則、押印を要しないこととされました。

これにより、法人県民税・事業税に係る申告書や異動届等についても原則、押印が不要となりました。

### ～ 法人県民税超過課税の実施期間の延長について ～

兵庫県では、皆様のご理解とご協力を得て、法人県民税の超過課税を実施し、勤労者の多様な働き方と生き方の実現及び健康で豊かな生活環境の確保を図るための事業の貴重な財源として活用しています。

この超過課税について、事業内容の精査を行いつつ、人材確保対策など喫緊の課題にも対応するため、引き続き上記の事業に取り組む必要があることから、課税期間を5年間延長させていただきます。

皆様方には、事業の趣旨をご理解いただくとともに、引き続き超過課税へのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ◆ 法人県民税（法人税割）の超過課税（第11期分）の概要 ◆ ※税率及び対象法人の変更なし

超過税率	0.8%（標準税率1.0%に上乘せ）
適用期間	令和6年10月1日～令和11年9月30日までの間に開始する各事業年度分
対象法人	資本金の額又は出資金の額が1億円超、又は、法人税額年2,000万円超の全法人

※活用させていただく具体的な事業は兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 法人県民税 超過課税 [検索](#) ←

# 兵庫県 の法人県民税、法人事業税、特別法人事業税・地方法人特別税の税率について

## 1 法人県民税均等割(県民緑税を含む)

法人の区分等		平成18年4月1日以後に開始する事業年度
公共法人、公益法人等 など		年 22,000円
上記以外の法人	1千万円以下	年 22,000円
	1千万円超1億円以下	年 55,000円
	1億円超10億円以下	年 143,000円
	10億円超50億円以下	年 594,000円
50億円超		年 880,000円

「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等など」に該当するのは、以下の法人です。

- (1) 公共法人(法人税法別表第一に掲げる法人)  
公益法人等(地方税法第24条第5項に規定する法人)  
・同法第25条第1項の規定により均等割を課することができないものを除きます  
・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます
- (2) 収益事業を行う人格のない社団等
- (3) 一般社団法人・一般財団法人
- (4) その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除きます)

## 2 法人県民税法人税割

区分	税率(%)			
	令和元年10月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
法人税割	1.0	1.8	3.2	4.0

標準税率は、以下の法人に適用されます。

<法人県民税法人税割>

資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年2,000万円以下の法人

<法人事業税>

資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年7,000万円以下(平成28年3月11日までに終了する事業年度は5,000万円以下)、収入金額課税法人については、収入金額が年5億6,000万円以下(平成28年3月11日までに終了する事業年度は年4億円以下)の法人

## 3 法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)				
			令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度		令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度		
			標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
所得金額課税法人	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得割	適用減税率 年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3	5.665	5.3	5.665
			年800万円を超える所得	7.0	7.48	7.0	7.48
		軽減税率不適用法人(注1)					
特別法人 (法人税法別表三に掲げる 協同組合等及び医療法人)	所得割	適用減税率 年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	
		年400万円を超える所得(注2)	4.9	5.23	4.9	5.23	
		軽減税率不適用法人(注1)(注2)					
収入金額課税法人	電気供給業<小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。>、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割	1.0	1.065	1.0	1.065	
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人・一般財団法人を除く))	所得割	適用減税率 年400万円以下の所得	—	—	(0.4)	0.495
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	—	—	(0.7)	0.835
			年800万円を超える所得	—	—	(1.0)	1.18
		軽減税率不適用法人(注1)	(1.0)	1.18			
		付加価値割	—	1.26	—	1.26	
資本割	—	0.525	—	0.525			

※( )内の税率は、兵庫県では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

(注1)軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有する資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人です。

令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、外形標準課税法人は軽減税率の適用対象外となりました。

(注2)特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。【平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分:5.895%(標準税率5.5%)】

【令和元年10月1日以後に開始する事業年度分:6.095%(標準税率5.7%)】

## 4 特別法人事業税・地方法人特別税

課税標準	対象法人	税率(%)		
		【特別法人事業税】 令和元年10月1日から 令和6年3月31日までに 開始する事業年度	【地方法人特別税】 平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	
基準法人所得割額	外形標準課税適用外法人	普通法人	37	43.2
		特別法人	34.5	
	外形標準課税法人	260	414.2	
基準法人収入割額	収入金額課税法人	30	43.2	

※基準法人所得割額(基準法人収入割額):地方税法の規定により標準税率で計算した法人事業税所得割(収入割)額をいいます。

●電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に係る法人事業税・特別法人事業税の税率については兵庫県ホームページを、ガス供給業のうち特定ガス供給業に係る法人事業税・特別法人事業税の税率については裏面又は兵庫県ホームページをご確認ください。

●上記以外の事業年度に適用される税率については、お近くの県税事務所にお問い合わせください。